



No.658  
3 分間  
**税ミナール**  
令和 8 年 3 月 25 日

ヤマダ総合公認会計士事務所  
代表 山田良平  
〒124-0012  
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル  
TEL:03-3694-6091  
FAX:03-3691-6680

## 租税特別措置の適用法人、151万7千法人に

財務省が公表しました「租税特別措置の適用実態調査結果に関する報告書(令和8年2月国会提出)」によりますと、令和6年度に租税特別措置を適用した法人は1,517,466法人となり、前年度より約3万2千法人増加しています。適用件数は延べ2,513,286件です。この調査結果は、法人が提出した適用額明細書に基づき集計されたものです。

租税特別措置制度は、平成22年度税制改正で制定された政策目的に応じて法人税の負担を軽減するために設けられた特例措置であり、法人は、法人税関係特別措置のうち税額や所得を減少させる規定を適用する場合、適用額明細書を法人税申告書に添付して税務署に提出することが法律により求められています。この仕組みにより、適用状況が毎年集計され、国会に報告されています。

令和6年度において最も利用された特別措置は、「中小企業者等の法人税率の特例」です。この特例は、中小企業の所得の一部について軽減税率を適用するもので、適用件数が最も多い制度として報告されています。次いで、「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」が利用件数が多い制度となっています。これらの制度は、中小企業の経営環境における設備投資や税負担の調整に関連するものです。

一方で、令和6年度の調査では、利用件数が少ない制度については期限到来に伴う廃止が示されています。これにより3項目が期限到来で廃止されますが、それぞれ令和6年の適用実績は、「地方拠点強化税制(雇用促進税制)」が7件、「倉庫用建物等の割増償却」が12件、「特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例」は0件 でした。

財務省は、租税特別措置制度の透明性向上を目的として、適用状況を引き続き公表しています。また、内閣官房に租税特別措置・補助金見直し担当室を設置し、国民からの意見募集などを通じて制度の適正化に向けた取り組みが進められています。

\* 詳細は以下の資料をご覧ください

「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)2026年3月」

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/reference/stm\\_report/fy2025/gaiyou.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/stm_report/fy2025/gaiyou.pdf)

